

中世土佐北幡地域における木材搬送と流通の一断面

目良 裕昭

1、はじめに

土佐地域史研究において、面積の8割以上を占める山林の保全や保育、資源の利活用等の実態を解明することは必須の課題であるが、伝存史料の限られる中世以前に関してはほとんど不明といわざるをえない状況にある。筆者はこのような現状を打破すべく、取り掛かりとして東部の安芸郡における山林資源の利用や木材流通の在り様について、16世紀末に長宗我部氏が実施した土佐惣国検地の結果が残る『長宗我部地検帳』（以下『地検帳』と略記）を基礎史料に検討したことがある¹。

その後、西部の幡多郡についても「北幡」と呼ばれる山間地域にひろがる上山郷を素材に、これを統治した山の領主・上山氏の支配領域（上山領）の構造に関する検討を試みた（以下「前稿」と呼ぶ）²。前稿では、上山郷内に木材の集積地として山仕事や筏流しに従事する人々の拠点となっていた村々があり、上山氏がこれらの拠点に一族や給人を巧みに配置して木材流通に積極的に関与していた様相を明示した。しかしながら、上山郷内で伐り出された木材がどのように郷外へ搬送され、流通していたのかについては論じ残したため、その点に関して本稿で復元的考察を試みることにより、前稿の補論としたい。

2、中世上山郷の木材はどのように搬送されたのか

上山郷の木材がどのように搬送されていたのかを具体的に示す資料は無いが、前稿で明らかにした給人の給地分布と鍛冶・番匠ら職人の活動拠点の在り様をふまえて、『地検帳』や地誌類に残された記録を丹念に追っていけば、おおよその搬送・流通状況を想定することは可能と考える。

上山郷の山中から伐り出された木材の搬送ルートとして一般的に利用されたのは四万十川河口部への木流しであったろう。木材が水分を含むという難点はあるが、重く長大な丸太や樽を運搬するには最も適した方法であり、水量が減り農作業も少ない冬季に夫役を課して下したと考えられる（土佐国における木材運送の夫役の例については後述する）。四万十川の下流域にあり、本流と支流の後川が合流する古津賀村には、『地検帳』に「木ノ津」のホノギが見え、鍛冶やとぎ（砥）、船番匠らの給地が存在することから、四万十川流域の木材が集積される場として機能していた様子が見て取れる。古津賀村で貯木乾燥を経て製材加工された木材は、河口部の下田村から船積みされて土佐沖を通る流通ルートに乗り、土佐中央部や京畿に向けて運ばれたと想定できる。

四万十川の木流しを管理していたと考えられるのが、上山領西部（現在の県道106号線の沿線地域）を地盤とする給人の森野氏である。森野氏が上山領の木材流通を差配する役割を担っていたであろうことは前稿で述べたが、『地検帳』の給地分布を見ると、当主とみられる弥五郎は鳥村・地吉村に75筆の給地を有し、中部の構原川沿いにある江志村にも20筆の給地をもつ。江志



四万十川中流域

（中央が半家沈下橋、奥の集落が江川村）



図1 中世上山郷とその周辺地域 (『日本歴史地名大系第40巻 高知県の地名』(平凡社、1983年)付録地図に付記)

村には2人の番匠が給地を与えられ、「筏戸」のホノギも見えることから、木材集積地の一つとなっていた。また、一族の森野監物は、上山領の西端にある下山郷長生村を一円知行する。監物の給地は長生村の対岸にある江川村でも確認されることから、上山郷から下した木材はこの辺りでいったん塞き止められ、森野氏が河口まで流す木材の数量を管理していたのではないだろうか。

なお、長生村の南に位置する川崎村は、伊予南部から流れてきた広見川と四万十川の本流が合流する交通・流通の要衝である。この地域を地盤としていた川崎氏は名主として勢力を誇り、『地検帳』では川崎村と周辺の村々(方ノ川村・下方村・石ヲトリ村・屋形村)の土地の大半が「川崎名」と登録されている。四万十川の管理権は、おおむね長生村と川崎村とを境目として上山氏から川崎氏に移行したという理解が可能である。上山郷の木材

は両氏の連携・協調のもとに下流へ下され、さらに幾人かの領主・名主の管理下を経て古津賀村まで運ばれたであろう。

つづいて、上山領南部の後川流域の山中から伐り出された木材の搬送ルートであるが、メインは四万十川流域の木材と同様、後川の木流しにより古津賀村まで下すルートを使っていたと考えられる。ただし、『地検帳』を子細に見れば、折板や長片板などの薄く短小な板材については、古津賀村まで下さずに上山領の南に位置する以左井原から峠越えで入野郷に搬送する陸路のルートがあったことも想定される。以下、具体的に検討してみよう。

以左井原は天正 18 年（1590）5 月に検地がおこなわれ、同月つづけて実施された大用村の『地検帳』とまとめて編製されて、表紙が付けられている。表紙には「高八冊ノ内 上山郷ノ内」との付記がされており、この時点では上山領に含まれていたようである。ただし、慶長 2 年（1597）に実施された上山領の仕直し検地では大用村のみ検地対象とされていたため、再検地までに上山氏の管轄下から外れたと考えることもできる。以左井原には合わせて地積 11 町を超える土地が登録されるが、すべて入江治部少輔の給地となっている。入江氏は京都から下向した諸大夫の子孫で、戦国期には土佐一条氏に仕えていたとされる一族であるが³、検地結果から推測するならば、長宗我部氏の治下においては上山氏との深い関係性がうかがえ、その影響下にあったようである。

この点、定かでないものの、以下に述べる入江治部少輔と上山氏の一族・給人の給地分布の在り様は、両氏の関係を考えるうえで興味深い内容をもつ。入江治部少輔の所領は以左井原から郷境の山を越えて東隣する入野郷の蛸瀬川上流域にも広がっており、馬荷村 144 筆・福堂村 43 筆・大井川村 6 筆の土地が登録される。馬荷村と福堂村は、村全体の筆数のおよそ 4～5 割を入江氏の給地が占めており、以左井原とともに入江氏の基盤となっていた⁴。注目すべきは、馬荷村や福堂村に上山氏一族や「上山衆」と付記された給人の給地が存在することである。一族の上山新介（新助）が馬荷村に 29 筆の給地、上山衆の黒川源三良（黒川村の名本に連なる給人）が馬荷村 13 筆・福堂村 7 筆の給地を抱えている⁵。上山領でない両村に上山氏の一族・給人の給地が存在するのは、入江治部少輔が上山氏と連携して活動していたことを示唆するものであり、与力のような立場で上山氏に付けられていたのかも知れない。

ではなぜ、上山氏は入野郷に進出する必要があったのだろうか。馬荷村は交通の要地で、18 世紀初頭に編纂された土佐国の村別調査『土佐州郡志』には、東は入野浮津往還路、西は中村往還路にそれぞれつながり、北へは黒尊坂を越えて伊才原（以左井原）に至る陸路が記録されている。上山氏が交通の結節点である馬荷村の立地を重視して拠点を構えたことは十分考えられるが、それだけでなく後川の木流しを利用しない木材搬送ルートを作り出すことも目的の一つであったのではないだろうか。これまで見てきたように、上山郷から伐り出された木材のほとんどは四万十川と後川の木流しによって古津賀村に集められ、製材加工されて下田村の湊から航送されていったとみられるが、上山氏の一族・給人の給地は以左井原以南の後川流域と四万十川下流域では確認されないことから、上山氏は木材が生み出す利潤を満足するほどには得ていなかった可能性がある。そうであるならば、権益確保を動機として上山氏が新たな木材搬送・流通ルートを開拓したとしても不自然ではなかろう。なお、馬荷村に搬送された木材は、蛸瀬川を下すか川沿いの道を使用して海岸部まで運ばれ、入野郷西部の外港である田浦村の湊から積み出されたと想定することができる。

3、朝鮮出兵期の書状からみた上山郷の木材の搬送と流通

それでは、『地検帳』などから復元した入野郷経由の木材搬送・流通ルートをも、少し時代は下るが朝鮮出兵期に出された書状から跡付けてみることにしよう。手掛かりとなるのは、次に挙げる久礼奉行甲原五郎太夫・堀内権進宛長宗我部盛親書状である（『土佐国蠹簡集』560号「堀内文書」）。

仁井田加江其許之からさいけ之儀、如何仕なし候や、片時も無緩夜を日に次無由断可申付候、

- 一、上山方其元へ出候在之材木、頓々此方漕せ候へく候、
- 一、其元ニ在之ばい人、材木其外造木いつれの木によらず分明書付可越候、
- 一、廣間材木之事、少々残候者、是又早々漕せ候へく候、
- 一、畑方七八九たん其許へ可漕廻旨申付候条、定其許可廻候間、材木積立漕せ候へく候、かしく、

十月九日 盛親（花押）

久礼奉行

甲原五郎太夫

堀内権進

長宗我部元親の継嗣となった盛親が単独で文書発給をおこなうようになるのは、文禄の役から帰国して以降の文禄3年（1594）頃からである。盛親は慶長2年、朝鮮半島に再度出陣するので（慶長の役）、この書状は朝鮮出兵の戦間期に出されたと考えられる。内容は、浦戸城に在城していたとみられる盛親から久礼奉行（土佐中東部の重要港湾である久礼を管轄する）の甲原五郎太夫らに宛てて、仁井田・加江（現在の四万十町東部と中土佐町南部）に課した「からさいけ」（夫役）について指示したものである。①上山から「其元」（久礼）に出してある材木を早く「此方」（浦戸）へ回漕すること、②久礼に居る「ばい人」（商人）は材木その他造木（板・柱など）の種類によらず、内容を記して運ぶこと、③「廣間」（浦戸城の表座敷力）に使用する材木が少し残っているから、これも早く回漕すること、④「畑」（幡多郡）から七・八・九端帆の船を「其許」（久礼）に回漕するように申し付けたので、必ず回漕されてきた船に材木を積載して（浦戸へ）回漕すること、以上4点が命じられている。指示はすべて木材に関係する事項であり、土佐国では木材運送が夫役のなかに位置づけられていたことがこの書状からも明らかである。

指示事項のうち、本稿と関連するのは①であるが、上山郷から久礼まで木材を搬送するルートについて、『地検帳』は示唆的な内容を記録している。先述したように、以左井原の北に位置する大用村は慶長2年に仕直し検地がおこなわれるが、天正18年に実施された検地結果も伝存している。二つの帳面を比較してみると、検地順が変更になっていたり、使用されていた岡野ノ城が廃城されたのか登録されていなかったり、それとは反対に新たな土地が検地を受けるなど、違いが見える。登録人についても、天正18年はすべて上山四郎兵衛または上山右衛門佐の給地であったものが、慶長2年にはほとんどの土地が上山氏当主である上山加賀の給地に置き換えられている。それだけでなく、「上山郷給人目録」（『土佐国蠹簡集』726号）の末尾に記される大安寺が17筆の寺領を得ており、ホノギ「丸タノ西」に居住する番匠の弥五郎にも2筆の給地が与えられている。また、天正18年には

登録されないホノギ「かちやしき」(鍛冶屋敷)が検出され、道久という者が居住している。以上の事実は、大用村が慶長2年までに在地支配の改変を受け、後川流域で伐り出された木材の集積地となり、上山加賀の直轄下において番匠や鍛冶らを指揮して製材加工がおこなわれるようになったことを物語る。長宗我部氏が朝鮮出兵を始めとする一連の軍役に対応するためにとった措置の一環とみられ、大用村で製材加工する理由としては一定程度規格化された木材を馬荷村へ出して入野郷経由で搬送することにあつたと考えてよいであろう。

さらに興味深いのは、「からさいけ」が課された加江(上賀江村)を一円知行する佐竹彦次郎(彦二良)が、蛸瀬川下流域にある御房畑村も一円知行していることである。佐竹氏は、南北朝期に土佐へ入部した西遷武士団の流れを汲み、15世紀後半には久礼別府とよばれた久礼・加江に定着したといわれる国人であり、戦国期には久礼城と上賀江城を中心に分割支配体制を取り、仁井田郷の東部にも分散知行地を有していた⁶。佐竹氏が本拠地である上賀江村から遠く離れた御房畑村に拠点を置いた理由としては、上山郷から搬送されてきた木材の流通に関与し、上賀江村の湊を経由する木材の航送や売買から得られる利潤を獲得するためとみるのが自然な理解であろう。

すなわち、盛親の指示は、上山氏と入江氏の連携による上山郷から入野郷を経由する木材搬送ルート、さらには佐竹氏が管理する入野郷と久礼・加江を結ぶ木材航送・流通ルートが確立していたことの前提に立って出されたものと察せられ、①の材木はこのルートを使用して上山郷から久礼に送られたと考えて大過なからう。

4、おわりに

河川の交通・流通が分節管理されていた中世において、山の領主が独自のルートによる木材搬送を志向し流通に積極的に関与していく例は、安芸郡の北川氏でも見られる。山の領主は他の領主らと協調・対立を繰り返しながら、木材が生みだす権益を確保するための方策を考え、実行に移していったと思われる。上山氏も、入江氏との関係を強化することで四万十川河口部へ下さない木材搬送・流通ルートを打ち立て、複数ルートを利用することによる優位性を得ようとしたのではないだろうか⁷。また、上山郷の木材を久礼まで回漕することは、上山氏と佐竹氏の連携無くしては成し得ない事業である。

これらの点に関して残された史料から裏付けできることは限られるが、以下に述べる紀州の水軍領主・小山氏と安宅氏の事例は大きな示唆を与えてくれる⁸。紀州南部を流れる日置川の河口から10キロメートルほど遡上した山間の三箇荘久木村に本拠を置いた小山氏は、中世をつうじて水軍領主としての活動が確認できる。小山氏は山間に居ながらも複数の湊とかかわりを有し、日置川河口の安宅湊や日置湊を押さえる安宅氏と親密な関係を保ち、中辺路沿いを流れる富田川河口の富田浦ともつながりがあつたようである。三箇荘とこれらの湊とは日置川や山中の道(宇津木越えや庄川越え)をつうじて放射線状に結ばれていた。小山氏が水軍領主でありながら山間の拠点を動かなかつた理由については、小山氏の支配基盤が熊野の山林であり、特定の港湾に拠点を置くよりも周辺の湊や浦と幅広くかかわりをもち、山林の位置によって湊を選択できるほうが有利であつたことが指摘されている。また、小山氏と安宅氏の関係に関して、河口部を押さえる安宅氏は小山氏から山の産物を受け取ることによって海へと進出し、小山氏は山の産物を統括し安宅氏に託すことによって山間部を押さえていたのであり、山の世界と海の世界で棲み分けて支え合つて

いたことにも言及されている。

小山氏の本拠の在り方や安宅氏とのかかわりを見れば、本稿で復元を試みた上山領からの複数の木材搬送ルート、上山氏と入江氏・佐竹氏との関係など、重なる部分が多くあることに気づかされるだろう。上山氏も北幡の山林を支配基盤として、山間の上山郷に居ながら海岸部の領主や湊津とさまざまな関係を持ち、直接・間接に木材流通に関与して実力を蓄え、北幡に蟠踞したと考えられるのである。

註

¹ 目良裕昭 2015「中世後期土佐国安芸郡の集落と地域社会」『四国中世史研究』13号。

² 目良裕昭 2019「山の領主・土佐上山氏の支配領域とその構造」『続土佐の地名を歩く—高知県地域史研究論集Ⅰ—』地域資料叢書 18。

³ 野並史佳 2005「戦国期土佐一条氏についての一考察—源康政の地位と役割をめぐって—」『中世土佐一条氏関係の資料収集および遺跡調査とその基礎的研究』（2002～2004年度科学研究費補助金基盤研究（C）（2）研究成果報告書）。

⁴ 19世紀初めにまとめられた土佐国の地誌『南路志』「馬荷村」の項には、永享13年（＝嘉吉元年・1441）、「馬荷村給人入江民部少輔」が宗正寺に大般若經六百卷を寄進したと記され、馬荷村が古くから入江氏の地盤であったことをうかがわせる。

⁵ 論旨に大きな影響は無いが、馬荷村には上山新介と黒川源三良の給地のほかに、「上山」と付記された荒川徳三良なる給人の給地が2筆登録される。荒川という土地や給人は上山領内に見出せず、地名としては四万十川下流域の右岸を流れる中筋川沿いに見られるが、荒川村の『地検帳』にも荒川氏は出てこない。これらを踏まえると、荒川徳三良は誤記で、黒川源三良もしくは黒川徳三良であったと考えるほうが自然であろう。

⁶ 市村高男 2005・2006「中世四国における西遷武士団のその後—土佐国久礼城主佐竹氏を中心にして—（上）（下）」『西南四国歴史文化論叢』6・7号。

⁷ 前稿で述べたように、上山郷の領主は中世をつうじて田野々村の熊野三山権現とともに伊与木郷熊井村の熊野三所権現も修築しており、上山郷東部と伊与木郷は峠や坂道を越える複数のルートで結び付いていた。広瀬村や宇津井川村で製材加工された板材などの搬出には、山越えて伊与木郷に出すルートも使われていたと思われる。また、近代以降の事例を引けば、仁井田郷を経て久礼・加江に搬送するルートの使用なども想定可能である。

⁸ 高橋修編 2009『熊野水軍のさと—紀州安宅氏・小山氏の遺産—』（清文堂出版）。